

名称	船津町御立地区土地利用計画			
区域	位置	姫路市船津町の一部	面積	149.7 ha
目標	<p>【まちづくりのテーマ】</p> <p><b>にぎわいと活気があり、子どもの声が聞こえ、 農の恵みが豊かで、便利な暮らしのまち 御立</b></p> <p>船津町御立地区は広大な美しい田園が広がり、JR 溝口駅や播但連絡道路へのアクセスも便利な地区です。農地の保全と農業の活性化を進めながら、新たな人を温かく受け入れ、にぎわいと活気のあふれるまちづくりを目指します。</p>			
基本方針	<p>1. 農地を守り、農業の活性化を目指すまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水利に恵まれた優良農地を保全するとともに、就農意欲のある方へのサポートを行い、農地の継承を目指します。</li> </ul> <p>2. 住民同士の交流を大切に、にぎわいと活気にあふれるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統行事を継承するとともに、新しい住民を温かく受け入れ、支え合いながら住み続けられるまちづくりを目指します。</li> </ul> <p>3. 船津町御立地区で安心安全に暮らし続けられるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路やため池、公共施設の安全性を向上し、安心安全な生活環境づくりを目指します。</li> </ul>			
基本計画	計画人口	昭和 46 年以降で最大の人口（平成 9 年）	1,270	人
	集落区域の 上限規模	計画人口及び戸数密度により算定される規模 (計画人口÷世帯当り人口[2.52 人/戸]÷戸数密度[10 戸/ha])	50.4	ha
詳細区域	ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域		(保全区域)	24.8 ha
	・ため池（長池、奥池、ヒコダ池、油池、岡野池）、碧雲寺、常德寺、正光寺、墓地、姫路市の保存樹であるメタセコイヤ並木は保全区域とします。			
	イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		(森林区域)	0.0 ha
	・該当なし			
	ウ 農地と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		(農業区域)	76.3 ha
	・農業振興、良好な田園景観の形成や豪雨時の貯留機能など、農地の多面的機能のため、農用地区域とその周辺の一体的な農地について農業区域とします。			
	エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域		(集落区域)	40.0 ha
	・既存集落については良好な生活環境の保全を図り、集落に介在する農地や空き地、広場についてはコミュニティ維持のための戸建て住宅等が建てられるように集落区域とします。			
オ その他区域		(その他区域)	8.6 ha	
・播但連絡道路の道路用地や大規模な太陽光発電施設用地、農業集落排水処理施設、市立船津幼稚園、船津保育園はその他区域とします。				

取り組み	守る	<p><b>【地域環境の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良農地を保全、継承していきます。</li> <li>・ため池点検を継続して実施するなど、ため池や水路の安全性の維持に努め、災害に対しさらに強い地域づくりを目指します。</li> <li>・農地やため池などの田園風景や自然景観を守ります。</li> </ul> <p><b>【伝統・文化の伝承】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋祭りやとんど焼き、盆踊りなどの伝統行事を守り、お寺や銀の馬車道などの歴史文化資源を伝承していきます。</li> </ul> <p><b>【コミュニティの維持】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・挨拶や助け合い、子どもや高齢者の見守りなど、温かな住民同士の交流を大切にしていきます。</li> </ul>
	改善する ・創る	<p><b>【農業の活性化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就農意欲のある方へのサポートに努め、農業の担い手育成を目指します。</li> </ul> <p><b>【生活環境の改善】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の街灯やカーブミラーの整備など、安心して生活できる環境づくりを目指します。</li> <li>・集会所の維持管理に取り組みます。</li> </ul> <p><b>【景観の維持】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地や空き家の適切な管理の啓発に努めます。</li> </ul> <p><b>【コミュニティの活性化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが参加できる行事や、子どもが遊べ、高齢者が憩える空間づくりを目指します。</li> </ul>
	活かす	<p><b>【農地や空き地の活用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き地や耕作放棄地については、住宅等への転用や農業の活性化による土地活用を目指します。</li> </ul> <p><b>【地区の施設の管理と活用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集会所やスポーツ広場、チビッコ広場を適切に管理するとともに、住民同士の交流拠点として活用していきます。</li> </ul>
備考	まちづくりのルール	<p><b>【まちづくり協定】</b></p> <p>船津町御立地区には、まちづくりのルール（協定）があります。建物等を建築しようとする者は、船津町御立地区特別指定区域指定まちづくり協議会と協定を締結後に建築に着手するものとします。また、新たに地区に転入する者も協定を締結するものとします。</p> <p><b>【まちづくり協定の運営】</b></p> <p>地区のルールは、地区のみなさんの信義にもとづいて自主的に守られることを前提としております。地区に新たに入居される方への伝達や、地区の見守りを目的とした活動を行います。</p> <p><b>【連絡先】</b></p> <p>船津町御立地区特別指定区域指定まちづくり協議会</p>